

令和 8 年度中小企業者に関する裁判所の契約の方針

最高裁判所

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 4 1 年法律第 9 7 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和 8 年 4 月 2 1 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和 8 年度における裁判所の中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を以下のように定める。

第 1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

令和 8 年度の裁判所における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額として約 3 1 9 億円、比率約 6 1 % を目標とする。

2 スタートアップを含む新規中小企業者向け契約目標

上記の中小企業・小規模事業者向け契約金額のうち、新規中小企業者の契約比率については、前年度までの契約実績を上回るよう努め、引き続き 3 % 以上を目標とする。

第 2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組む。

1 中小企業・小規模事業者の受注機会を増大させるために必要な措置

（1）一般競争入札における下位等級者の参加への配慮

一般競争入札による競争参加資格の設定に際しては、下位等級者の競争参加が可能となるよう、弾力的な運用を行うものとする。

(2) 消費税の適格請求書等保存様式（インボイス制度）に関する適切な対応

競争入札において、適格請求書発行事業者でないことのみをもって、競争入札に参加させないこととするような資格を定めることはしないものとする。

(3) 総合評価落札方式の適切な活用

ビルメンテナンス業、警備業等に関する契約については、適切な価格転嫁を推進するため、役務提供体制・専門的資格等の詳細を審査し、提供役務の内容を評価する総合評価落札方式の適用拡大を進めるものとする。

(4) 分離・分割発注の推進

物件等の発注を行う際はあらかじめ、価格面、数量面、工程面等並びに商品の種類ごとに、公正性を確保した上で、分離・分割して発注を行うことが契約内容の効果的・効率的な執行に資するかどうかについて検討し、資すると認められた場合は、分離・分割発注を確実に実施するものとする。

2 官公需における価格転嫁・取引適正化のために講ずる措置

(1) 適正な予定価格の作成

予定価格を作成する際は、以下の点について確認を行い、予定価格の算定上、必要と認められる要素が反映されていない場合には、確実にこれを反映するものとする。

ア 市場調査の結果や各種統計等の最新の実勢価格

イ 契約期間中に通常見込まれる価格変動

ウ 清掃、警備、洗濯、庁舎管理、その他最低賃金又はその近傍の人員費単価の被用者が用いられる可能性のある役務の発注については、各都道府県における最低賃金の改定額（契約期間中に最低賃

金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）

エ 需給の状況等による、原材料費及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）を含む。）の価格変動

オ 消費税及び地方消費税の負担等

（２）公共工事におけるダンピング防止

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号）第１２条の規定を踏まえ、公共工事の入札の際に、当該規定に定めた様式のとおり入札金額の内訳書の提出を求めるものとする。

（３）適正な納期・工期、納入条件等の設定

物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、予算の繰越しや国庫債務負担行為の活用、発注見通しの公表、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するとともに、最高裁は各庁の発注時期の平準化等の状況をモニターするなど、契約の実態把握を行うものとする。

物資の流通の効率化に関する法律（平成１７年法律第８５号）第３３条に基づく貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進に関する基本的な方針を踏まえ、自らが施設の管理者となる場合や物品の運送を伴う役務、物品の買入れ等に係る発注を行う場合には、当該施設の利用や当該物品の配送を行うトラックドライバーの運送・荷役等の効率化等に資するよう、余裕を持った納品期限の提示、納入単位・回数の集約、混雑時間を回避した配送日時指定、貨物集配中の車両が駐車できるスペースの確保、再配達削減をはじめとする措置を率先し

て講ずるものとする。

また、貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 60 号）の一部施行により、荷主等が、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）の許可等を得ずに運送行為を行う、いわゆる違法「白トラ」に運送を委託することが禁止されたことを踏まえ、物品等の継続的な運送を伴う役務に係る発注を行う場合には、貨物自動車運送事業法の許可等を得ずに運送行為を行う違法な事業者へ委託しないものとする。これを担保するため、受注事業者との間で物品等の継続的な運送を伴う契約を締結する際には、運送事業の許可を得ずに違法に運送を行う事業者を排除するため、「荷主の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準の解説書」にのっとり、当該受注事業者に対して、委託先のトラック事業者が許可等を得ずに違法に運送を行っていないことを証する誓約書や委託際のトラック事業者が必要な許可等を有していることを示す書面の提出を求める等の措置を講ずるものとする。

（４）最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

契約前において、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し、契約期間中の最低賃金の改定見込額を含めた適切な予定価格を作成するとともに、入札金額における人件費についても、契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額についても考慮した上で入札することを入札希望者にあらかじめ周知するものとする。また、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行

できるよう、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項をあらかじめ契約に設定するものとする。さらに、契約後において、最低賃金額の大幅な改定があった場合には、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう、契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に確認し、受注者からの求めがあった場合には適切に対応するものとする。

(5) 低入札価格調査制度の適切な活用等

役務及び工事等の発注に当たっては、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、低入札価格調査制度を活用するものとする。また、低入札価格調査制度の対象となる契約に関する入札公告・入札説明会の資料等において、調査基準に該当した場合に提出を求める積算資料等の詳細、積算資料等の提出に応じない場合又は不十分な場合には説明を求めること、積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合には落札者としがない場合があることを入札参加者に事前に周知するものとする。さらに、低入札価格調査を行う際は、入札価格の内訳書における人件費、原材料費、エネルギーコスト等について、実勢価格（都道府県別の賃金水準、最低賃金額、公共工事設計労務単価、毎月勤労統計調査の賃金指数等）に沿った単価になっているかを確認するとともに、業務に必要な工数が適切に計上されているかを確認するものとし、その結果、合理的な理由なく業務の履行に必要な人件費が見込まれていないと認められた場合には、落札者としないように扱うものとする。

(6) 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

発注者から債権の譲渡制限の意思表示がなされた場合であっても、受注者による譲渡の効力は妨げられないことと改正された民法

(明治29年法律第89号)第466条第2項の趣旨を踏まえ、中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮に努めるものとする。

(7) 知的財産権の取扱いの明記

発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、その財産的価値について十分に留意し、その著作権を発注者へ無償譲渡させないものとする。また、実施の範囲や期間、受取対価といった、当該知的財産権の取扱いについて書面をもって明確に定めるものとする。

加えて、契約に当たっては、調達コストの適正化や著作物の二次的活用を図る観点から、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(平成16年法律第81号)第2条第1項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、発注者は当該知的財産権の全部又は一部を譲り受けず受注者に帰属させることができるコンテンツ版バイ・ドール契約を活用するものとし、現行及び将来のコンテンツ制作を含有する契約の有無にかかわらず、コンテンツ版バイ・ドール条項を含む、契約書のひな形を作成するものとする。

(8) 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

工事の発注に当たっては、建設業法(昭和24年法律第100号)第34条2項に基づく「工期に関する基準」と「労務費に関する基準」を踏まえ、適正な工期の確保や労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施などに対して、適切に対応するものとする。特に、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇時における請負代金額の変更についてはあらかじめ、当該変更についての条項を契約に適切に設定し、当該条項を適切に運用するも

のとする。

また、物件及び役務の契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、入札による契約を含め、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討のうえ、契約変更の実施も含め、適切な対応をとるものとする。さらに、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額（入札による契約を含む。）の変更について申出があった場合、協議に応じない一方的な価格決定とならないよう迅速かつ適切に協議を行うものとし、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮するものとする。

上記の各対応に当たっては、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（以下「労務費の指針」という。）の発注者としての行動③に記載されている「根拠資料は公表資料に基づくものとする」等の趣旨を考慮するものとする。

また、公共工事においては、コスト増加分の転嫁を行う条項を契約に適切に設定し、複数年度にわたる物件及び役務の契約においては、「労務費の指針」を参考にして発注者として行動し、少なくとも年に1回以上の協議を行うように努めることとする。なお、価格交渉の際には、直接の契約先だけでなく、再委託先を含めて適切に請負代金を設定するものとする。

さらに、契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、入札による契約を含め再交渉が可能であることや、受注者がコスト増加に伴う契約金額の変更を申し出た場合に、当該受注者に対して次回以降の発注における指名・選定その他の取扱いにおいて不利に扱ってはならないものとし、あらかじめ入札説明会や入札説明資料、契約時においてその旨を説明

するものとする。

3 官公需情報の提供の徹底

一般競争入札、企画競争又は公募による発注に関連する情報及びそれらに係る落札に関する情報について、ホームページへ掲載するなどして、中小企業・小規模事業者に対する情報提供を徹底する。また、発注を行う際、中小企業・小規模事業者の入札等が円滑に行われるよう性能、規格等必要な事項を仕様書に明記又は入札説明会等において十分な説明を行うものとする。

4 官公需に関する相談体制の整備

経理局営繕課、用度課及び管理課並びに高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の会計課、経理課、管理課又は用度課に「官公需相談窓口」を置き、同窓口において、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じるものとする。

5 被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

- (1) 官公需相談窓口において、東日本大震災の被災地域の中小企業・小規模事業者の相談に適切に対応し、適切な納期・工期の設定に配慮するとともに、発注にかかる工事等の完了後、速やかに代金の支払を行うものとし、地域中小企業の適切な評価に努めるものとする。

また、物件の発注に当たっては、東日本大震災における原子力発電所事故に関して、周辺地域で生産されていること等を理由として不当に取引を制限しないものとする。

- (2) 令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震の被災地域における役務及び工事等の発注に当たっては、上記5(1)前段と同様の措置を講ずるものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

新規中小企業者及び組合の活用のために講ずる措置については、上記第 2 の取組に加え、次のとおり取り組む。

1 新規中小企業者からの相談における対応

「官公需相談窓口」における新規中小企業者からの相談に対しては、「調達ポータル」への登録を促すものとする。

2 調達の推進

少額随意契約を行う際には、見積先が固定しないよう、国等からの調達実績の少ない新規中小企業者も見積先に含めるよう努めるものとする。

また、オープンカウンター方式により物件等の契約の見積り合わせを実施する場合には、公示及び見積書の提出に際しては、電子調達システム、ホームページ等を通じて行うとともに、電子メール等を活用するなど電子的手段を利用するものとする。

3 官公需適格組合についての周知

経理局営繕課、用度課及び管理課は、官公需適格組合制度に関し、総合点の算定方法に関する特例が講じられていること等について、高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の会計課、経理課、管理課又は用度課に対して、一層の周知に努めるものとする。

第 4 上記第 1 ないし第 3 に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所に適用する。

2 中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大のため、最高裁判所事

務総局経理局長の下に、経理局営繕課長、用度課長及び管理課長を構成員とする推進体制を設け、上記第1の目標達成に向けて、調達の実態を踏まえ、実績の向上を図るために有益な情報及び取組事例を共有するとともに、必要に応じて、高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所に情報提供を行うほか、改善策を協議する。

3 価格転嫁・取引適正化への取組に対する適切な人事評価

会計・調達など発注に係る業務を担当する職員が、積極的に価格転嫁・取引適正化に取り組むことができるよう、当該職員が取り組んだ官公需における価格転嫁・取引適正化への取組について、適切に人事評価を行うものとする。